

公告

次のとおり電子入札により条件付一般競争入札を行うので、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）第3条第1項の規定により公告する。

令和8年9月9日

大磯町長 池田 東一郎

1 入札に付する事項

「委託概要書」のとおりに

2 入札参加資格

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ・ この公告の日（以下「公告日」という。）現在において、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ・ 「委託概要書」に記載されている入札参加要件を全て満たしていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 公告日からこの入札の日（以下「入札日」という。）までの期間において、大磯町又は神奈川県から指名停止を受けていないこと。
- ・ 公告日から過去6か月の間に取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ・ 公告日から過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- ・ 当該年の直前1年の国税を滞納していないこと。
- ・ 当該年度の直前1年の地方税を滞納していないこと。
- ・ 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに規定する者又はこれらの者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ・ 引き続き1年以上その事業を営んでいること。

3 入札参加資格確認申請

入札参加希望者は、「委託概要書」に記載している期限までに、かながわ電子入札共同システムにより競争入札参加資格確認申請をするとともに、提出書類がある場合、申請書に添付し、又は大磯町政策総務部財政課までFAX、若しくは郵送により提出するものとする。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、この入札に参加できないものとする。

- ・ この公告に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- ・ 虚偽の申請を行ったとき。

5 入札に必要な書類を示す日時、場所等

「委託概要書」のとおり。なお、入札参加資格の確認を受けた者で、当該設計図書等に対する質問がある者は、「委託概要書」に記載している期間内において電子メール(宛先：nyusatsu-q@town.oiso.kanagawa.jp)で提出するものとし、前述のアドレス以外へ提出又は当該期間を過ぎてから提出された質問については、当町は、一切回答しないものとする。

6 入札日時等に関する事項

(1) 入札執行の原則

- ・ この入札は、かながわ電子入札共同システムを利用して行う電子入札の方法により、電子入札運用基準の規定に基づき執行するものとする。
- ・ 必要な要件を満たしていない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札日時

「委託概要書」に記載のとおり

(3) 入札の方法

- ・ 入札の執行回数は、原則として1回とする。ただし、開札の結果、予定価格以下（最低制限価格を設ける入札にあっては、最低制限価格以上予定価格以下）の入札がないときは、再度入札を1回行うものとする。
- ・ 再度入札を実施するときは、かながわ電子入札共同システムにより通知するものとする。
- ・ 1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(4) 入札の辞退

- ・ 入札を辞退するときは、入札書提出期限までに入札辞退届を提出すること。なお、入札辞退届の提出後、契約希望件数が変わるときは、直ちに新たな入札辞退届を提

出すること。

- ・ 入札の辞退があった場合においては、開札予定時間の早い案件から順に落札決定し、落札件数が入札辞退届に記載された希望件数に達した後の入札について、辞退したものとして取り扱うものとし、辞退する案件を指定することはできない。ただし、再度入札になった案件については、開札予定時間にかかわらず辞退として取り扱うことがある。
- ・ 期限を過ぎて入札辞退届の提出があったときは、当該入札辞退届を受け付けないものとする。
- ・ 入札辞退届を提出せず、落札した案件について技術者が配置できない等の理由により契約を辞退したときは、「大磯町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定により、不誠実な行為に該当するものとして指名停止を行うこととなるので、十分注意すること。

7 開札の日時及び場所

「委託概要書」のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の中止等に関する事項

談合その他不正行為に関する情報等があったとき、その他町長が特に必要と認めたときは、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、当町は、入札参加希望者が受けた損失について一切の責めを負わない。

10 落札者の決定に関する事項

あらかじめ当町が定めた予定価格以下（最低制限価格を設ける入札にあつては、最低制限価格以上予定価格以下）で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低の価格をもって入札したものが2者以上いるときは、かながわ電子入札共同システムによるくじ引により落札者を決定する。

11 契約の締結

- ・ 落札者は、契約の締結前に当町が別に指示する書類を提出すること。
- ・ 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要するものとし、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- ・ 原則として、電子契約により契約を締結すること。

12 契約保証金に関する事項

大磯町契約規則の規定による。

13 その他

前各項に定めるもののほかは、大磯町契約規則等の規定による。

14 問合せ先

大磯町 政策総務部 財政課 管財係

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

電話0463-61-4100 内線217・218

FAX0463-61-1991